

年末のごみ収集日程の確認を



☎ごみ対策課☎内線2536

年末の収集は、燃やせるごみは29日(火)、そのほかのごみ・資源物は28日(月)までです。月2回の収集の燃やせないごみ、ペットボトル、空きびん・空き缶は早めに収集が終わる地区もありますので、ご注意ください。

地区ごとの収集日は、各家庭にお配りしているリサイクルカレンダーまたは「広報みたか」12月20日発行号をご覧ください。

※年始の収集は1月4日(月)から開始します。

※年末年始はごみの量が増えるため、収集時間が大幅に変わる場合があります。

ごみの出し方を確認しましょう

燃やせるごみ・燃やせないごみは指定収集袋(藤色)で出してください。プラスチックなどの資源物と有害ごみは今までどおり無料で収集します。

家庭から1回に出せるごみの量は、燃やせるごみ・燃やせないごみは指定収集袋40ℓ、それ以外のごみは透明・半透明の袋45ℓでいずれも3袋までです。4袋以上は多量ごみの申し込みが必要です。

粗大ごみ・多量ごみの申し込み

「粗大ごみ受付センター」☎03-5715-1212(月～土曜日、午前8時～午後7時)・HP <http://mitaka-sodai.jp> (24時間)へ(いずれも12月29日(火)～1月3日(日)を除く)。年末はごみの量が増えるため、年内に収集を希望される方は、日にちに余裕を持って申し込んでください。

家庭系ごみ指定収集袋の取扱店が増えました

☎ごみ対策課☎内線2536

取扱店が増えてますます便利になりました！近隣市・区や近隣市の駅近くでも購入できますのでご利用ください。

市内	下連雀	くすりセイジヨ三鷹店、ファミリーマート三鷹むらさき橋通り店、サンドラッグ三鷹南口店、セブンイレブン三鷹本町通り店、スマイルドラッグ三鷹駅南口店、サンドラッグ三鷹店、スーパーあまいけ、いなぎドラッグ三鷹店
	牟礼	ウェルパーク三鷹牟礼店、サンドラッグ三鷹牟礼店、ドラッグセイムス三鷹牟礼店
	井の頭	Odakyu OX 三鷹台店、スマイルドラッグ三鷹台店
	新川	ツルハドラッグ三鷹店、デイリーストア KRL
近隣市・区	上連雀	スマイルドラッグ三鷹上連雀店、コモディイイダ
	井口	サンドラッグ三鷹井口店
	武蔵野市	サンクス武蔵野御殿山店、ミタカドラッグ
	調布市	ファミリーマート調布天文台通り店、ミニストップ神代植物公園前店
近隣市の駅周辺	杉並区	セブンイレブン杉並久我山三の西店、坂木屋秦商店
	吉祥寺駅	ライフ吉祥寺南店、西友吉祥寺店
	武蔵境駅	クリエイトS.D 武蔵境南店、イトーヨーカドー武蔵境店、am/pm武蔵境駅南口店
	仙川駅	ライフ調布仙川店、ミニストップ調布仙川店、西友仙川店
	つつじヶ丘駅	スリーエフ調布つつじヶ丘店、ライフつつじヶ丘店
	調布駅	西友調布店、サミットストア久我山店

土・日も受け付け！ 保育園・学童保育所の申し込みをお忘れなく



平成22年度保育園入園申し込み

☎子育て支援室☎内線2662

12月7日(月)まで

市内の保育園

①平成22年4月1日(木)からの入園(転園)を希望する方、②すでに平成21年度の入園を申し込んで待機中の方、新年度から転園を希望する方、③新生児の入園受付は、原則として平成22年2月3日(木)までに出生予定の方(出生日が2月4日(木)以降になった場合は選考対象外)

④12月7日(月)まで、午前9時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)に申込書と必要書類を市役所公会堂別館第1・2会議室へ

◇希望園の変更

12月9日(水)・10日(木)に市役所公会堂別館第1会議室へ

※入園案内(申込書セット)は子育て支援室(市役所4階44番窓口)、認可保育園、市政窓口、のびのびひろば、すくすくひろばで配布中。

※申込時の不足書類は12月25日(金)(必着)までに子育て支援室へ。

市外の保育園の入園申し込み

④入園を希望する自治体の締切日の1週間前までに、申込必要書類を子育て支援室(市役所4階44番窓口)へ

※申込必要書類、申込状況などは入園先の自治体へお問い合わせください。

平成22年度学童保育所入園申し込み

☎生涯学習課☎内線3312

12月13日(日)まで

①平成22年4月に新1～3年生になるお子さんで、両親の就労などのため、下校後(午後5時まで、延長保育6時まで)の保育を必要とする児童、②現在学童保育所に在籍し、平成22年4月以降も引き続き入所を希望する児童
◆育成料など 月額5,000円、おやつ代月額1,500円(いずれも減免制度あり)。

④12月13日(日)までの午前9時～午後5時に、入所申込書、就労状況書や保護者の就労証明書(規定の用紙)など必要書類を持参し、教育センター2階ロビー受付会場へ
※入所申込書は生涯学習課(教育センター2階)、三鷹市社会福祉協議会事務局(福祉会館1階)、市政窓口、市内の学童保育所、市内公・私立保育園で配布中。

個人住民税の税制が変わります

☎市民税課☎内線2342

住民税からも住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が受けられます

平成21年度の地方税法改正によって、平成11～18年に入居した方に加えて、平成21～25年に入居した方も、個人住民税の住宅ローン控除が受けられるようになりました。

◆適用を受ける方 平成11～18年、または21～25年に入居し、年末調整・確定申告により所得税の住宅ローン控除を受けた方のうち、所得税から控除しきれない金額がある方
※19・20年に入居した方は、別途住宅ローン控除の特例があるため適用されません。

◆控除額 以下の金額のうち、いずれか小さい額

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった金額
- ②所得税の課税総所得金額などの額の5%(上限97,500円)

◆市への控除の申告が原則として不要になりました

これまで毎年必要だった住宅借入金等特別税額控除の申告書の提出が平成22年度から原則として不要になりました。

※平成11～18年に入居した方のうち、以下の場合は控除額の上限が異なり、申告が必要な場合があります。くわしくは市民税課にご相談ください。

- ・山林所得を有する場合
- ・所得税の平均課税の適用を受ける場合
- ・課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額のうち2つ以上の所得がある場合

上場株式などの配当所得について、課税方法が選択できるようになりました

◆申告分離課税が選択可能に

平成21～23年に支払いを受ける上場株式などの配当所得について所得税の確定申告をする際に、現行の総合課税と10%の税率の申告分離課税のいずれかを選択できます。申告分離課税を選択した場合は、総合課税の配当控除は適用されません。

◆譲渡損失の損益通算と繰越控除が可能に

上場株式などの譲渡損失金額は、平成21年分以降、所得税の確定申告により、申告分離課税を選択した上場株式などの配当所得金額と損益を通算できます。控除しきれない譲渡損失金額は、翌年以降3年間にわたり、所得税の確定申告により繰越控除が可能です。

【例】住宅ローン控除可能額が20万円の場合

所得税の課税総所得金額等	所得税額	①控除しきれない住宅ローン控除可能額 (20万円－所得税額)	②所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)	住民税からの控除額 ①・②のいずれか小さい額
300万円	202,500円	0円	150,000円⇒97,500円(上限)	0円(控除なし)
200万円	102,500円	97,500円	100,000円⇒97,500円(上限)	97,500円
100万円	50,000円	150,000円	50,000円	50,000円